

# 「ふくいd e お得プレゼントキャンペーン」取扱要領

(令和6年4月26日制定)

(令和6年7月10日一部改正)

## 1 目的

「北陸応援割」終了後の他県への宿泊客流出を抑制するとともに、能登半島地震の影響により冬の「かに・ふぐシーズン」に影響のあった海岸の民宿や新幹線駅から距離のある嶺南地域などの民宿等に対し、手厚い支援を行い、新幹線開業効果を県内全域に波及させることを目的とする。

## 2 事業概要

### (1) 定義

「民宿等」とは、次のすべての条件を満たす宿泊施設をいうものとする。

ア 県内に所在を有していること。

イ 総従業員数（非正規雇用の従業員を含む。）が概ね10人以下であること。

ウ 「ふくいd e お得プレゼントキャンペーン」への参加申請時に「民宿等」として申出を行っていること。

### (2) 事業名

「ふくいd e お得プレゼントキャンペーン」（以下「本事業」という。）とする。

### (3) 実施期間

令和6年5月22日（水）から令和6年8月12日（月）の平日および、令和6年8月17日（土）から令和6年8月31日（土）の平日とする。

ただし、民宿等にあっては、土曜日、日曜日および祝日を実施期間に含めるものとする。

### (4) 実施内容

宿泊施設の宿泊者（次の（6）アに該当する者。以下同じ。）に先着順で圧着式抽選券を配布し、当選者に対して次の賞品を進呈するものとする。なお、民宿等の宿泊者が当選しなかった場合には、粗品（県産品の中から県が指定するもの）を進呈するものとする。

特賞：「つつるっいっばい賞」…デジタル仮想通貨「ふくいはぴコイン」1万円分

1等：「おちょきん賞」…県産品の中から県が指定するもの

2等：「じゃみじゃみ賞」…県産品の中から県が指定するもの

3等：「ほやって賞」…県産品の中から県が指定するもの

4等：「おもいでな賞」…県産品の中から県が指定するもの

5等：「だんね賞」…県産品の中から県が指定するもの

### (5) 賞品の進呈方法

#### ア 特賞

当選者は、抽選券に印字された2次元コードを読み取り、アプリケーション「ふくアプリ」をダウンロードし、デジタル地域通貨「ふくいはぴコイン」を受領するものとする。

イ 1等および2等

当選者は、抽選連絡シートに必要事項を記入し、本事業を運営する「ふくいdeお  
得プレゼントキャンペーン事務局」（以下「事務局」という。）に送付するものとする。  
事務局は、抽選連絡シートに記入された住所に賞品を送付するものとする。

なお、当選者が抽選連絡シートを事務局に送付する費用は、当選者が負担するもの  
とする。

ウ 3等、4等および5等

宿泊施設は、当選者に対し、抽選券と引換えに景品を進呈するものとする。

(6) 抽選券の配布条件

ア 配布対象者

宿泊施設に宿泊した旅行者（訪日外国人を含む。）のうち、次の条件をすべて満た  
す者を配布対象者とする。

(ア) 1泊以上の宿泊であること。

(イ) 宿泊日に暦上の平日（月曜日から金曜日をいう。）を含むこと。

イ 配布枚数

1回の宿泊につき、配布する抽選券は1枚とする。

ウ その他

抽選券は、入室手続き時に宿泊者に先着順で配布するものとし、宿泊施設において抽  
選券がなくなった時点で配布を終了するものとする。

最低宿泊代金は設けないものとする。

### 3 参加条件等

(1) 参加条件

県内に所在を有する宿泊施設を運営し、かつ本取扱要領および事務局が作成する取扱  
店舗用マニュアルを遵守し適切に事業を実施する能力を有する者は本事業に参加するこ  
とができるものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員および支配人ならびに支店または営業所  
の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつ  
てはその者および支配人ならびに支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が  
暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77  
号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同  
じ。）である者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団  
員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を  
加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与す  
るなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 参加施設の事務

本事業の参加施設は、次の（3）に掲げる留意事項を理解したうえで、次の事務を行

うものとする。

ア 抽選券および賞品等を適切に管理し、事務局が指定する方法により管理状況を報告すること。

イ 事務局が作成する取扱店舗用マニュアルに基づき、抽選券を配布し、当選者等に対して賞品等の提供または手続案内を行うこと。なお、当該事務に関して疑義がある場合にはすみやかに事務局の指示を仰ぐものとする。

ウ 偽造が疑われる抽選券を発見した場合など不正が疑われる事案または賞品等の盗難、破損、紛失等が疑われる事案を覚知したときは、直ちに事務局に報告を行うこと。

### (3) 留意事項

ア 特賞の抽選券の取扱い

(ア) デジタル仮想通貨「ふくいはぴコイン」(以下「はぴコイン」という。)のチャージの有無に関わらず、特賞の抽選券を紙クーポンとして取扱うことは認められないこと。

(イ) 特賞の抽選券と現金の交換は認められないこと。

(ウ) 特賞の抽選券の盗難、紛失、滅失または偽造、変造、模造等に対して、発行者および事務局は責を負わないこと。

(エ) 特賞以外の抽選券との交換は認められないこと。

イ はぴコインの取扱い

はぴコインの取扱いは、スマートフォンアプリケーション「ふくアプリ」およびはぴコインに係る取扱規約によるものとする。

ウ その他

(ア) 抽選券の取扱い、配布方法等の詳細は、取扱店舗用マニュアルによるものとする。

(イ) 本取扱要領に違反する行為が認められた場合、参加登録の取消しを行う場合があること。

(ウ) 参加登録の取消しがあった場合において、処理経費等が生じたときには処理経費を請求する場合があること。

(エ) 本取扱要領に定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定すること。

(オ) 本事業用にデザインされた「ふくい d e お得プレゼントキャンペーン」の肖像使用を含む広報告知物の作成については事前に事務局の承認を要すること。

(カ) 参加施設は、参加施設としての地位を第三者に譲渡できないこと。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないこと。

(キ) 参加施設は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部または一部を第三者に委託できないこと。なお、業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務および責任について免れないこと。

(ク) 参加施設は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届け出ること。

(ケ) 諸事情により、本取扱要領の内容が変更される可能性があること。

### (4) 本事業への参加方法等

## ア 参加方法

参加施設となることを希望する者は、本取扱要領に同意のうえ、次のイに掲げる申請書に必要な事項を入力または記入し、次のいずれかの方法で事務局に申請を行うものとする。申請内容確認等のため、事務局が別途書類の提出または提示を求めたときはすみやかに当該書類を提出または提示するものとする。

なお、申請は、原則として事業者単位で行うものとする。

〈参加方法1〉

電子メールにより申請書を提出（事務局：[jimukyoku@bsec.jp](mailto:jimukyoku@bsec.jp)）

〈参加方法2〉

FAXにて申請書を提出（事務局FAX：0776-50-3843）

## イ 申請書

申請書の様式は「ふくいdeお得プレゼントキャンペーン取扱店舗登録同意書」（様式1号）とする。

## ウ 申請受付期限

申請書の受付期限は、令和6年5月10日（金）とする。

## エ 参加登録

事務局は、参加施設となることを希望する者から申請書等の提出があったときは、審査を行うものとする。

申請内容が上記（1）の参加条件を満たす場合には、参加施設として登録するものとする。事務局は、登録を完了したときは、取扱店舗用マニュアル一式を登録された参加施設の所在地に送付するものとする。なお、取扱店舗用マニュアル一式は本事業の遂行目的以外で使用してはならないものとする。

事務局は、登録を認められない場合には、申請書に入力または記入された電子メールアドレスに宛にその旨を通知するものとする。ただし、電子メールアドレスの入力または記入がない場合には、申請書に入力または記入された参加施設の所在地宛に登録を認められない旨を記した書面を送付するものとする。

## エ 参加登録の取消し等

参加施設が本取扱要領の規定に違反した場合等、事務局が参加施設として不適當であると思料する場合には、参加施設の参加登録を取り消すことができるものとする。

事務局は参加施設に対し報告を求める等、本事業の円滑な運営に必要な措置を講じるものとする。

## 4 問い合わせ先

### ＜本事業に関する問い合わせ先＞

ふくいdeお得プレゼントキャンペーン事務局

TEL：0776-50-3805（受付時間：平日9時～17時）

FAX：0776-50-3843

### ＜ふくアプリに関する問い合わせ先＞

ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局

TEL：0776-50-7680（受付時間：平日9時～17時）

FAX：0776-50-7720